

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-6
提出年月日	令和5年4月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230315-24	1	52-3) 原子炉格納容器内水素処理装置温度について、大飯は、監視装置となっており、設備が違うのか、名称も違うのか確認し、説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		先行プラントと設備的に大きく違う点はないことを確認しました。 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 という設備名称に見直すこととします。	資料4-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r. 4. 2）』 p. 52-2, 3等 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 4. 2）』 p. 52-1, 2等	
230315-25	2	52-13) 可搬装置の固定について、固定する場所を明確化する記載である「設置場所にて」との記載の必要性を検討し説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		先行審査実績である女川の記載を確認したところ、【悪影響防止】としては「設置場所にて」を記載せず、【操作性の確保】としては「設置場所にて」を記載するよう使い分けしていることを確認したため、泊においても【悪影響防止】には記載せず、【操作性の確保】には記載することとします。 (他条文も同様の記載状況となっています。)	反映箇所なし	
230315-26	3	52-27) 計測器の計器誤差について、補足説明資料として提出されるものか、確認し説明すること。	R5. 3. 15	後日回答予定		補足説明資料（旧）52-8（新）52-12「原子炉格納容器の水素濃度測定について」にて可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの計器精度についてご説明します。	資料『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 52条（SA52 r. X. Y）』 ■補足説明資料 52-12「原子炉格納容器の水素濃度測定について」	2023年4月下旬

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。